

田原本駅前広場イルミネーション業務仕様書

1 業務名

田原本駅前広場イルミネーション業務

2 委託期間

契約日から令和元年9月20日まで

3 事業目的

田原本駅前広場にイルミネーション装飾し、町民及び来街者が駅前空間を創出し来訪させることにより、田原本駅周辺における観光振興や駅前商店街の活性化を図ることを目的とした業務であり、南北シェルター部のLEDライトの新設設置と東西シェルター部のLEDライトの追加設置及びシンボルツリーのLEDライトの追加設置における調和を図った田原本駅前広場全体のイルミネーション装飾デザイン施工及び四季毎の装飾デザインの提案を求める業務である。

4 設置場所および設置に係る要件

(1) 設置場所 田原本駅～通路～西田原本駅

※設置エリアは、別紙1「田原本駅前広場イルミネーション区域図」を参照。

(2) 設置場所となる田原本駅前広場は、強風が吹き付けることもあるため、設置物等が転倒、飛散しないよう十分配慮し、安全確保すること。

5 業務概要

(1) イルミネーションの設置

南北シェルター部のLEDライトの新設設置（10,000球以上）、東西シェルター部及び駅舎部のLEDライトの追加設置（6,000球以上）及びシンボルツリーのLEDライトの追加設置（800球以上）に伴う費用一式

※イルミネーション球数の必須条件であるが、配置、配色、点滅等については、本件業務のイルミネーション装飾提案に基づくものとする。

※LEDライトの保護等級はIPX4以上とする。

(2) イルミネーションデザイン

今回設置するイルミネーション装飾が既存イルミネーションと調和するイルミネーション装飾デザインの提案と次期予定の四季毎のイルミネーション装飾デザインの提案（上限2,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。））及びその整備発注における仕様書の作成一式

※次期予定の四季毎のイルミネーション装飾の設置は本件業務に含まない。

6 業務の要件・留意事項

- (1) 仕様書に基づき町と十分協議したうえで業務を行うこと。
- (2) 受託者は、業務の執行にあたり、定期的な打合せを行うこと。
- (3) 設置にあたっては関係法令等に従い適切に処理を行うこと。
- (4) 保証期間内で、電球等が破損した場合については無償交換とすること。
- (5) イルミネーションの取り付けの際に、必要があれば木の剪定を行うこと。
- (6) 業務を行うことにより生じる諸費用（電気代、保険料等）は、受託者の負担とすること。
- (7) 本事業において使用する資材や電球などに係る財産権は町に帰属すること。その他の無体財産権も全て町に帰属すること。

7 成果品の納品及び納品場所

- (1) 業務に伴う成果品等はA4フルカラーで2部、電子データ（PDF）、DVD-R 1枚とし、田原本町産業建設部土木管理課納入とする。

8 その他

- (1) 施工期間 令和元年8月上旬～令和元年9月20日
- (2) 電源および電気容量について
電源の配置 別紙2「田原本駅前イルミネーション用電気設備平面図」のとおり。

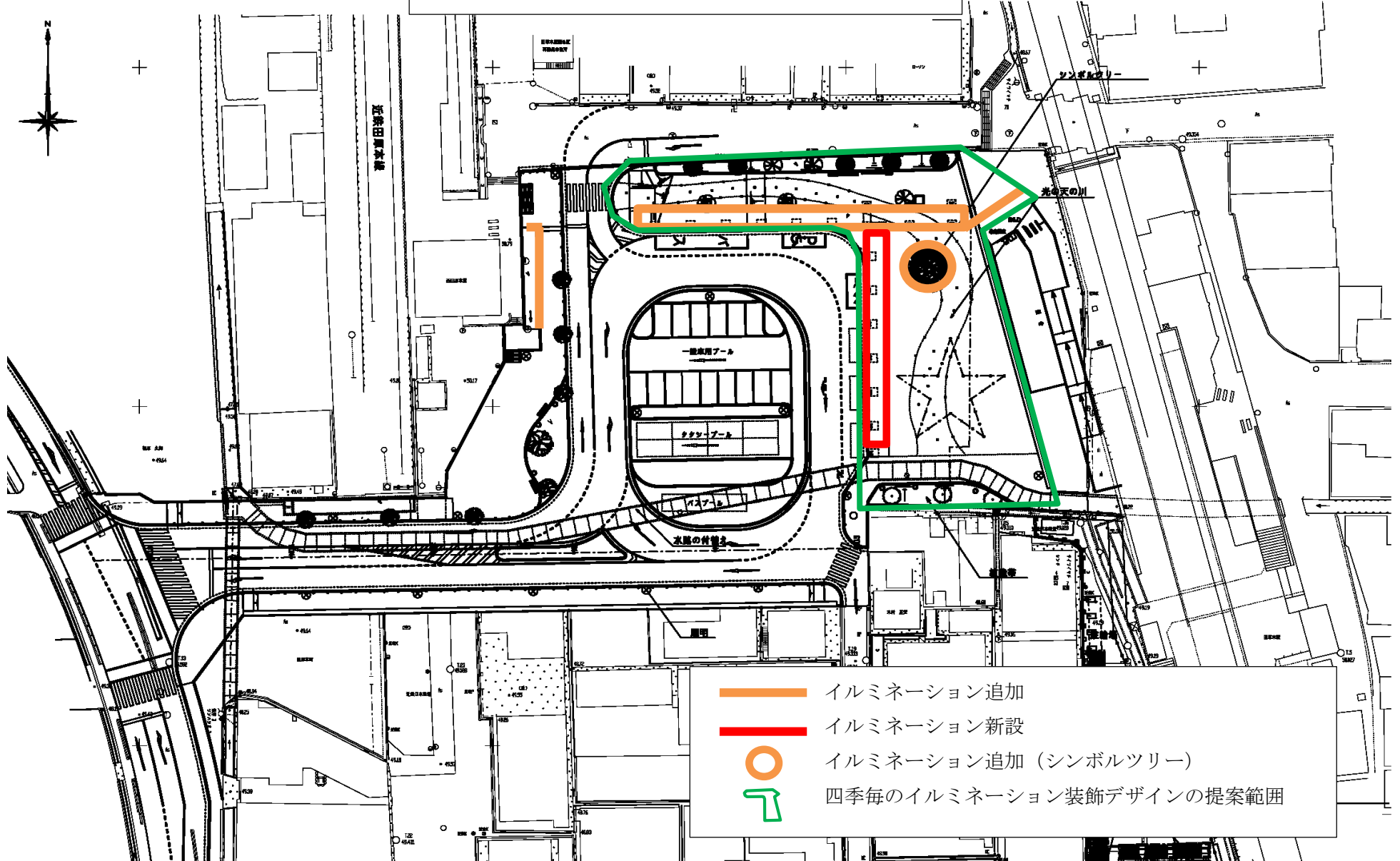
9 定めなき事項

- (1) 本仕様書に定めなき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進める。

位置図

田原本駅前イルミネーション区域図

別紙 1



田原本駅前イルミネーション用電気設備平面図

別紙2



